



岩手労働局発表
令和2年1月15日(水)

【照会先】

岩手労働局 雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 山村 千華
同 室長補佐 千田 成人
(電話) 019-604-3010

報道機関各位

「パワーハラ対策等法律説明会」を県内8会場で開催します！

—令和2年6月1日からパワーハラ対策が事業主の義務に！—

労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講ずることが事業主の義務となりました。

また、女性活躍推進法やパート・有期労働法の改正も行われており、事業主は法に沿った対応が求められます。(資料1)

岩手労働局(局長 ^{おじか} 小鹿 ^{まさや} 昌也)は、これらの法律の円滑な施行に向け、事業主、人事労務担当者、労働者等を対象とした説明会を県内8会場で開催します(資料2)。

1 開催日程

開催地	日 程	会 場
宮古	1/17(金) 13:00	宮古市市民交流センターイーストピアみやこ 多目的ホール
釜石	1/21(火) 13:00	釜石情報交流センターチームスマイル・釜石PIT 多目的集会室
大船渡	1/23(木) 13:00	大船渡市民文化会館 マルチスペース
北上	1/27(月) 13:00	北上市文化交流センターさくらホール 中ホール
一関	1/29(水) 13:00	一関文化センター 中ホール
奥州	1/31(金) 13:00	奥州市文化会館Zホール 中ホール
二戸	2/4(火) 13:00	二戸市民文化会館 中ホール
盛岡	2/7(金) 13:30	盛岡市民文化ホールマリオス 大ホール

2 説明内容

- (1) パワーハラスメント対策について
- (2) 女性活躍推進法の改正について
- (3) パートタイム・有期雇用労働法について



事業主の義務と

来年度から パワハラ対策が



令和2年度から パワハラ対策が事業主の義務となります！

パワハラとは？

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素を満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

事業主の措置義務

事業主の雇用管理上の措置内容は、以下のとおりです。

- ① 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ② 苦情などに対する相談体制の整備
- ③ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

研修などの配慮

事業主は、ハラスメントに対する労働者の関心と理解を深め、労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするよう努めなければなりません。

パワハラの定義、事業主の措置義務、研修などの配慮についての具体的な内容は、今後指針において示される予定です。

「パワハラ対策等法律説明会」において、担当職員より説明します。

Q&A

Q 適切な措置を講じていない場合はどうなりますか？

A 労働局からの行政指導の対象となります。
仮に厚生労働大臣からの是正勧告によっても是正が図られない場合は、企業名の公表の対象にもなります。

女性活躍推進法が 変わります！

事業主の皆様は
ご準備ください！

労働者には、「パートであっても1年以上継続して雇用されている」など、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

1 労働者数101～300人の企業は...

施行日：令和4年4月

以下の2点が義務化されます。

1 女性活躍行動計画の策定・届出の義務化

〇〇(株)女性活躍行動計画

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

目標：女性の管理職を〇人以上増やす
取組内容 令和元年〇月～女性の.....

2 自社の女性活躍に関する情報公表の義務化

厚生労働省令で定める項目から1項目以上を情報公表することが求められます。

【管理職に占める女性労働者の割合】

30% (管理職全体(男女計)10人)
令和元年〇月〇日現在

2 労働者数301人以上の企業は...

施行日：①令和2年4月

②令和2年6月

以下の2点が義務化されます。

1 行動計画の数値目標

数値目標1つ以上

改正

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 1つ以上

+

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」 1つ以上

2 情報公表項目について、以下の各区分から1項目以上公表する必要があります。

職業生活に関する機会の提供	職業生活と家庭生活との両立
<ul style="list-style-type: none">■採用した労働者に占める女性労働者の割合■男女別の採用における競争倍率■労働者に占める女性労働者の割合■管理職に占める女性労働者の割合■係長級に占める女性労働者の割合■役員に占める女性労働者の割合■男女別の職種又は雇用形態の転換実績■男女別の再雇用又は中途採用の実績	<ul style="list-style-type: none">■男女の平均継続勤務年数の差異■10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合■男女別の育児休業取得率■労働者の1か月あたりの平均残業時間■雇用管理区分ごとの労働者の1か月あたりの平均残業時間■有給休暇取得率

3 特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設

施行日：令和2年6月

女性の活躍推進に関する状況等が優秀な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定が創設されます。

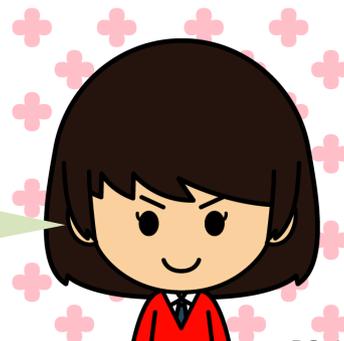


えるぼし



プラチナえるぼし(仮称)

マークはこれから
決まります。



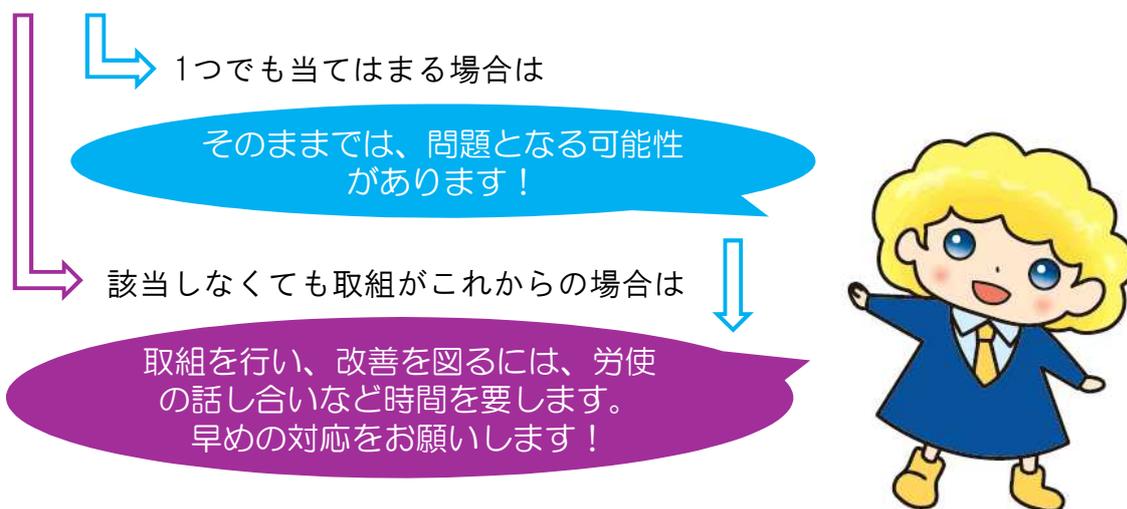
R2.1

不合理な待遇差の解消に向けた取組をしていますか？

※中小企業は令和3年4月1日施行

こんなことはありませんか？

	パートタイム労働者は正社員と違う仕事をしているので、通勤手当は支給していない。
	パートタイム労働者であるため賞与は支給していない。
	フルタイム有期雇用労働者は、フルタイム無期雇用労働者と比べて賃金や手当の差はほとんどないから、対応する必要はない。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆう」ちゃん

改正のポイント（令和2年4月1日からは…）

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

同一労働同一賃金ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示しています。

労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パートタイム労働者・有期雇用労働者は、「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

パワハラ

開催案内

主催

 **岩手労働局**

雇用環境・均等室

〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

TEL 019-604-3010

FAX 019-652-7782

- パワハラ対策(相談窓口等)
- 女性活躍推進法(行動計画)
- パート・有期法(同一労働同一賃金)

無料

各法とも令和2年度より施行！

各法を最もよく知る担当職員が法の内容・実務を**徹底解説！**

1月17日 金 13:00～15:00

宮古 申込締切1/10

宮古市市民交流センター
イーストピアみやこ

多目的ホール (150名)

宮古市宮町1-1-30

TEL 0193-63-4166

1月21日 火 13:00～15:00

釜石 申込締切1/14

釜石情報交流センター
チームスマイル・釜石PIT

多目的集会室(130名)

釜石市大町1-1-10

TEL 0193-27-8751

1月23日 木 13:00～15:00

大船渡 申込締切1/16

大船渡市民文化会館
マルチスペース (160名)

大船渡市盛町字下館下18-1

TEL 0192-26-4478

1月27日 月 13:00～15:00

北上 申込締切1/20

北上市文化交流センター
さくらホール

中ホール (360名)

北上市さくら通り2-1-1

TEL 0197-61-3300

1月29日 水 13:00～15:00

一関 申込締切1/22

一関文化センター
中ホール (350名)

一関市大手町2-16

TEL 0191-21-2121

1月31日 金 13:00～15:00

奥州 申込締切1/24

奥州市文化会館
Zホール

中ホール (400名)

奥州市水沢佐倉河字石橋41

TEL 0197-22-6622

2月4日 火 13:00～15:00

二戸 申込締切1/28

二戸市民文化会館
中ホール (300名)

二戸市石切所字狼穴1-1

TEL 0195-23-7111

2月7日 金 13:30～15:30

盛岡 申込締切1/31

盛岡市民文化ホール
マリオス

大ホール (1200名)

盛岡市盛岡駅西通2-9-1

TEL 019-621-5100

お早めに！ 定員になり次第申し込みを締め切らせていただきます。

パワハラ対策等法律説明会 申込書

岩手労働局 雇用環境・均等室

FAX 019-652-7782

事業所名				申込会場 希望会場に○をつけてください							
住所	〒			1/17 宮古	1/21 釜石	1/23 大船渡	1/27 北上				
(TEL)	TEL (-)										
参加者				<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">1/29 一関</td> <td style="border: 1px dashed black;">1/31 奥州</td> <td style="border: 1px dashed black;">2/4 二戸</td> <td style="border: 1px dashed black;">2/7 盛岡</td> </tr> </table>				1/29 一関	1/31 奥州	2/4 二戸	2/7 盛岡
	1/29 一関	1/31 奥州	2/4 二戸					2/7 盛岡			